部長及び参事官

殿

所 属 長

安全運転支援室設置に伴う運転適性相談体制の強化について (通達乙)

高齢運転者、一定の病気及び身体に障害のある者に対する運転適性について、 早期に適切な指導助言を行うことにより安全な運転を支援し、交通事故の防止を 図ることを目的として本年4月1日、運転免許センターに「安全運転支援室」を 設置することとした。

運転免許の適性相談については、高齢運転者に限ることなく、一定の病気や身体に障害のある者からの適性相談を実施しているところであるが、安全運転支援室の設置に伴い相談体制を強化することとしたので効果的な運用に配意されたい。

なお、「運転適性相談室の設置について(通達)」(平成24年1月12日付け免許 発第16号)は、平成28年4月1日付けで廃止する。

記

1 運転適性相談の目的

一定の病気に罹っている、或いはその疑いのある場合や身体に障害のある者 及び高齢運転者の運転適性について、対象者やその家族等の相談に対し、適宜、 適切な指導助言を行うことにより、これら運転者の安全運転を支援し、交通事 故防止に寄与するものである。

2 相談及び検査

(1) 病気等による自動車等の運転適性相談

ア 一定の病気のある者

統合失調症、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖、そううつ病、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害、認知症等の一定の病気の罹患者で、自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある者の場合は、道路交通法の安全確保の観点から、運転免許試験に合格しても免許が取得できないことや運転免許の取消しとなる場合があることの指導助言を行う。

イ 病気の有無及び症状の聴取

免許の取得申請や更新申請時に、現在の病状を「質問票」により申告を受け、この項目に該当する者には、症状等を具体的に聴取し、免許の取得及び更新に関する指導助言を行う。

(2) 身体に障害のある者の自動車等の運転適性相談

運動能力、聴力、視力等の障害のある者で

- ・ 初めて運転免許を取得する場合
- ・ 既に免許を取得している者が、他の運転免許を取得しようとする場合
- ・ 身体の障害により現在付されている免許条件の変更又は解除を希望する場合
- ・ 運転免許取得後に障害が発生又は進行した場合

に関する相談を受け、指導助言を行う。

- (3) 高齢運転者若しくはその家族からの運転適性相談
 - ・ 家族から運転を止められたが、自分としては運転能力があると思うの で運転適性を判断してもらいたい者
 - ・ 交通事故(交通違反)を起こしたが、高齢のため運転能力が低下しているのではないかと心配している者

等からの相談を受け、指導助言を行う。

(4) 検査

相談者の運転適性能力の判断に必要と認める場合には、適宜

ア 機械検査

動体認知能力検査(DVC検査)及び運転反応診断(CRT診断)による適性検査

イ 実技検査

技能試験官等の同乗による、試験場コースの実車走行検査 を行う。

3 相談の受付

相談は、原則事前予約制とし、月曜日から金曜日の(祝日・休日・年末年始の休日を除く)午前8時30分から午後5時00分までの間に受け付ける。

相談には、原則として相談者の家族等の付き添い者を求めるものとする。

4 相談の場所

運転免許センター(安全運転支援室・安全運転支援係)

電話(088)893-1221内線377・378(警電701-377・378)

- 5 各簿冊の備え付け(様式は定めない。)
- (1) 相談の予約状況を明らかにするため「運転適性予約簿」を備え付け、記載保管すること。
- (2) 各種相談状況を明らかにするため「記録表」を備え付け、記載、保管すること。
- 6 各署の対応

署において相談を受理した場合には、直ちに電話により運転免許センター「安全運転支援係」に連絡し、同係との一体的運用を図ること。

7 留意事項

個人情報管理の徹底及び人権侵害等の謗りを受けることのないよう十分配意すること。